

優先交渉者選定基準
(区保健福祉センター高齢障害支援課窓口業務派遣)

1 はじめに

(1) 基本的な考え方

「区保健福祉センター高齢障害支援課窓口業務派遣」の調達においては、本市にとって最適な事業者を選定するため、仕様書で示す業務の実施についての企画提案書（以下「提案書」という。）の評価点が最も高い者を優先交渉者（受注候補者）とする公募型プロポーザル方式を採用する。

(2) 本書の位置付け

本書は、区保健福祉センター高齢障害支援課窓口業務派遣の優先交渉者（受注候補者）を選定するための基準を定めるものである。

2 審査・評価機関等

(1) 審査・評価機関

本調達に係る審査及び評価については、区保健福祉センター高齢障害支援課窓口業務派遣に係る公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）で実施する。

(2) 審査・評価の方法

評価委員会は、提案書が仕様書及び提案書作成要領で示す要求事項を満たしているか審査を行うとともに、本書に基づき評価し、技術点及び価格点を付与する。

3 評価項目及び最高点

技術点の評価項目及び最高点並びに価格点の最高点については、表1のとおり設定する。

表1 評価項目及び最高点

提案項目	配点
1 人材派遣の考え	5 0
2 業務実績	1 0 0
3 業務計画	2 5 0
4 個人情報の保護・情報セキュリティ対策	1 0 0
5 業務管理・実施体制	4 0 0
6 その他提案事項	1 0 0
合計	1, 0 0 0

4 評価方法

評価項目及び最高点並びに価格点の最高点については、表1のとおり設定する。

(1) 目的

本市が設定した提案項目について、本調達の目的を理解したうえで本市にとって有益な提案がされているか、実現性や具体性のある提案がされており、それらを担保する根拠や実績等が記述されているか等の観点から客観的に評価することにより、最も優れた事業者を選定することを目的とする。

(2) 評価方法

提案書の提案内容について、表2の基準により提案項目単位に絶対評価で評価し、「5 評価点の算出方法」に基づき点数を算出する。なお、「企画提案書作成要項」に従わない提案については、失格とし評価を行わない。また、仕様書等の要件をすべて満たすことができない場合は、失格となる。

表2 提案書の評価及び配点割合

評価	配点割合
高評価	100%
～	～
記述なし	0%

5 評価点の算出方法

(1) 評価点の算出方法

前記3の項目ごとに、評価者の点数から平均点を算出し、当該点数「平均点」を評価点とする。

なお、有効数字については整数までとし、小数点以下第1位の値を四捨五入するものとする。

(2) 最低基準点について

最低基準点を最高得点の合計（1000点）の6割（600点）とし、評価点が最低基準点に満たない場合は、不採用とする。

6 優先交渉者の選定方法

(1) 優先交渉者

前記5で算出した評価点が最も高い事業者を優先交渉者とする。

(2) 同点の場合について

評価点が、最も高い事業者が2人以上ある場合は、次の順序で優先交渉者を選定する。

①見積価格が低い者を優先交渉者として選定する。

②評価点が同点で、かつ、見積価格も同じ場合は、当該事業者にくじを引かせて優先交渉者を選定する。このとき、くじを引かない事業者があるときは、本調達事務に関係のない本市職員に、これに代わってくじを引かせて優先交渉者を選定する。

(3) プロポーザル参加者が1者の場合について

参加者が1者の場合でも、予定価格の範囲内の価格をもって、有効な提案があった場合は、本書に基づき評価点を付与し、優先交渉者を選定する。